

<市営下古志共同墓地 使用者募集要項>

市営下古志共同墓地の使用者募集

1. 募集区画

市営下古志共同墓地(出雲市下古志町 466 番地 5)内に所在する、別図に示す 2 区画

①使用料 80,000 円×1 区画(7 番)

②使用料 80,000 円×1 区画(21 番)

※この区画は、前使用者から返還された区画(墓地)であり、新規の区画ではありません。

2. 申請期間

随時募集(※上記の空区画がなくなるまでの期間)

3. 申請対象者

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内に住所を有して亡くなられた方の親族又は縁故者

4. 墓地の使用条件

- ① 盛土の高さは、地盤から 20cm 以下としてください。
- ② 墓碑等の高さは、地盤から 2.5m 以下としてください。
- ③ 囲障の高さは、地盤から 1m 以下とし、隣接する墓地等に支障を及ぼさないようにしてください。
- ④ 樹木等の植栽をすることは出来ません。

(出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条による)

【注意事項】

- 使用申込は、原則1世帯1申込です。
- 既に市営墓地を使用している方は、申請できません。

5. 使用許可申請について

① 墓地使用許可申請

「共同墓地等使用許可申請書」に以下の書類を添付して提出していただきます。

- 申請者の氏名、住所、生年月日、及び本籍を証明する書類
(例：住民票(本籍記載のあるもの))
- ② ①の提出後、使用料を収めていただく納付書をお送りしますので、納付書に記載の期日までに使用料の納付をお願いします。
納付確認後、使用許可証をお送りします。
 - ③ ②の手続き完了後、区画(墓地)の使用が可能となります。
 - ④ 手続き・注意事項など

- 上記②の手続きが、指定する期日までに完了しない場合は、墓地使用権利がなくなります。
- 手続き完了後は、墓地使用の有無にかかわらず使用料の返還はいたしません。
- 墓地の使用許可と墓地改葬許可は別のものですので、別途申請願います。
- 今後、維持管理料を徴収する予定です。
(時期・金額とも未定です。導入する際にはお知らせいたします。)

6. その他

おたずね・書類の提出(郵送)先

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市 環境エネルギー部 環境政策課 環境衛生係

電話:0853-21-6535/ファックス:0853-21-6597

※郵送の場合は簡易書留での受付とします。

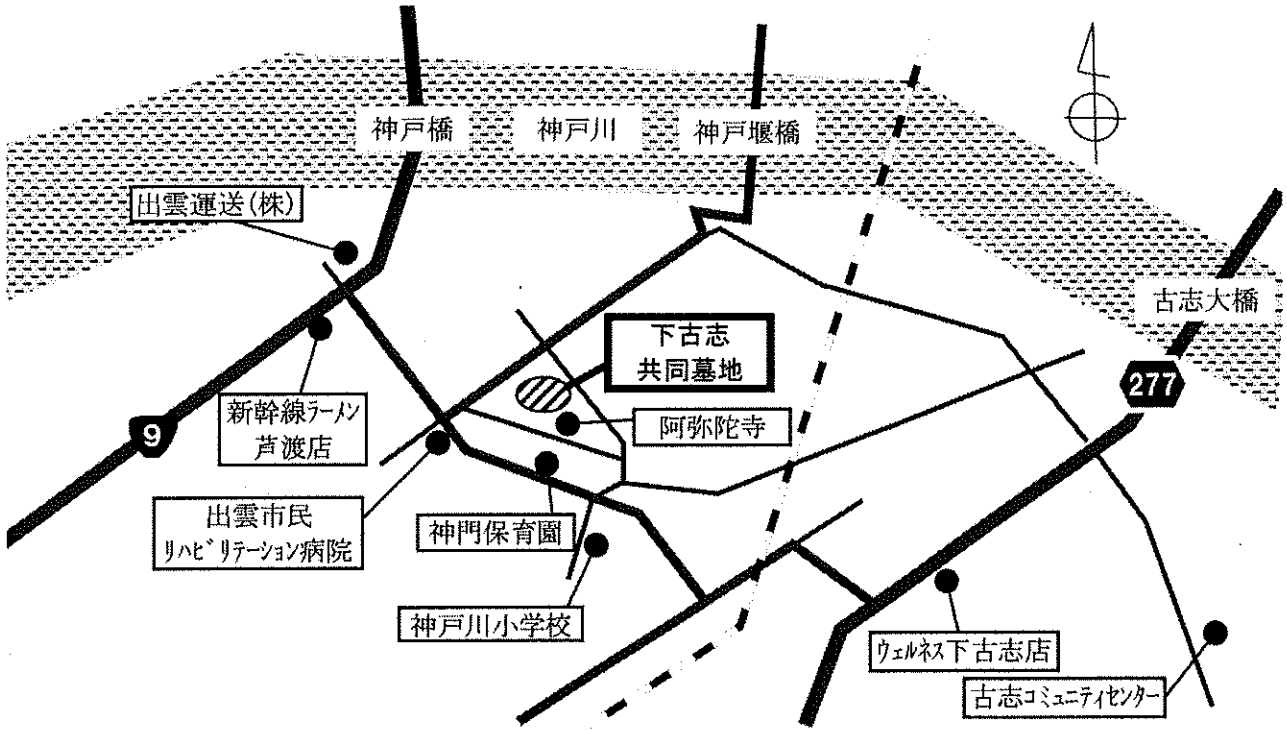
<面積及び使用料>

区画番号	面積(m ²)	使用料(円)	備考
7	2.25	80,000	W1.50m×D1.50m
21	2.25	80,000	W1.50m×D1.50m

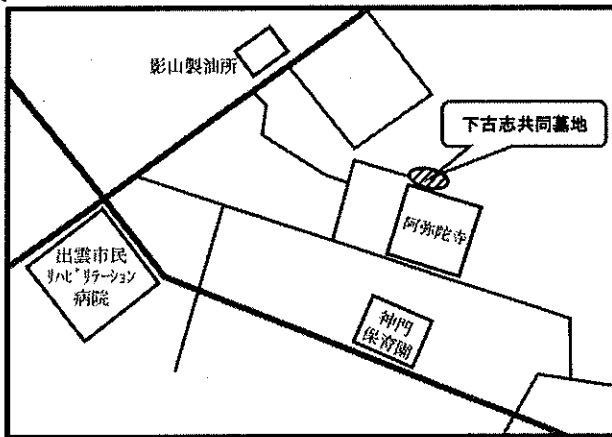
(使用料は、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例第5条による)

別図

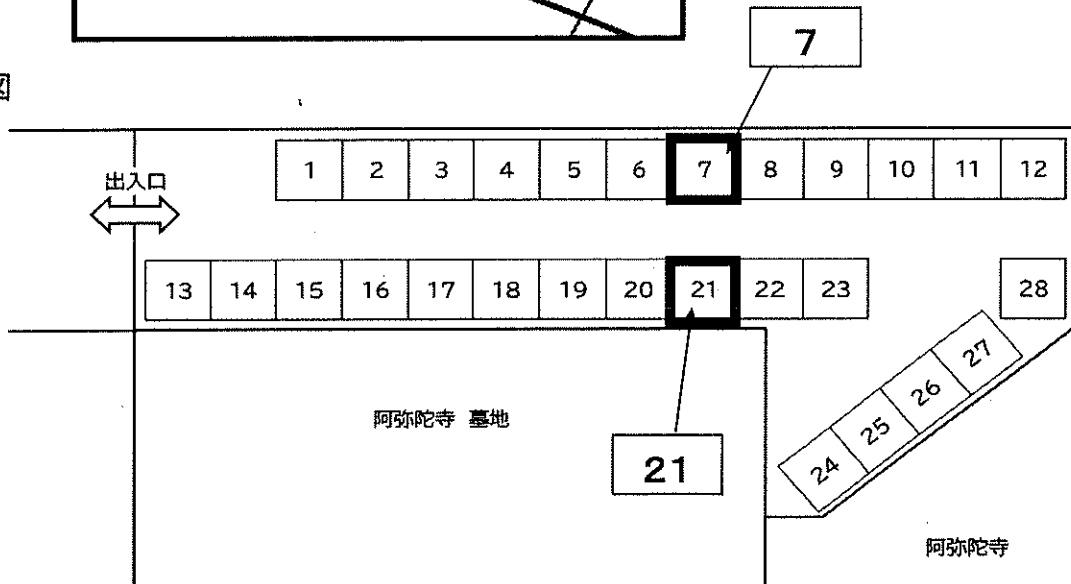
位置図



周辺拡大図



配置図



様式第1号(第2条関係)

共同墓地等使用許可申請書

出雲市長 様

令和 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	本籍	

次のとおり出雲市共同墓地等を使用したいので、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

記

- 1 共同墓地等の名称 下古志共同墓地 区画番号
- 2 使用料 円
- 3 添付書類 申請者の氏名、住所、生年月日、及び本籍を証明する書類
(住民票(本籍記載のあるもの)など)